（別紙）

１　平時における協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等報告（年次調査）の実施期間について

（１）今年度の年次調査実施期間については、以下のとおりといたします。

開始：令和８年 11 月 24 日（火）

終了：令和８年 12 月 22 日（火）

（２）今年度の G-MIS の年次調査画面は現在準備中であり、令和８年 11 月 24 日（火）より、年次調査への回答が可能となります。

各協定締結医療機関におかれましては、同機能のリリース後、G-MIS へのログイン等操作を実施いただき、後述４の操作マニュアルをご参照の上、画面をご確認ください。

【参考】G-MIS ログイン後画面（例：病院ユーザの場合）

①「感染症関連調査」のボタンをクリック



②「年次調査　医療措置協定締結医療機関運営状況調査」のボタンをクリック



（別紙）

③回答対象のタイトル「2026 年度_〇〇_年次調査」をクリックし、
令和８年 12 月 22 日（火）までに報告
報告を行っていない場合は、「回答ステータス」が「未回答」と表示されます。
回答ステータスから「未回答」という赤字が消え、空欄となっていれば報告済みです。



【注意】回答対象について
年次調査は、協定の締結内容に応じて以下の２種類に分かれています。
・協定締結医療機関運営状況調査（病床確保/発熱外来/後方支援）
・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

病院・診療所においては両方ご回答ください。
・協定締結医療機関運営状況調査（病床確保/発熱外来/後方支援）
・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

薬局・訪問看護事業所においてはこちらをご回答ください。
・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

２　今年度の報告対象医療機関及び報告の時点等について

（１）都道府県と協定を令和８年 10 月１日（木）までに締結した医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）を対象に、令和８年 10 月１日(木)時点の協定の措置に係る運営の状況等を G-MIS にてご入力いただくこととします。
※「個人防護具の備蓄状況」の項目につきましては、令和８年 12 月１日（火）時点の備蓄状況をご入力いただきますよう、お願いいたします。
※都道府県と医療措置協定を締結しているにもかかわらず、報告画面が表示されない場合は都道府県の担当部署にご連絡ください。

（２）報告の根拠
感染症法第 36 条の５により、協定締結医療機関から都道府県への協定の実施状況等の報告について、以下のとおり規定されています。
・協定締結医療機関は、都道府県から協定の実施状況等の報告の求めがあったときは、正当な理由

がある場合を除き、速やかに報告しなければならない。（第３項）
・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行わなければならない。（第５項）
・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）以外の協定締結医療機関は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行うよう努めなければならない。（第６項）
※報告義務違反に対する罰則は規定されていない。

（３）報告いただく項目には、医療措置協定の内容も含まれていますが、G-MIS での報告だけでは医療措置協定の内容は変更されません。協定締結医療機関が医療措置協定の内容を変更したい場合は、必ず都道府県と協議を行うようにしてください。
また、報告いただく項目について、協定を締結していない項目については必ずしも回答する必要はありませんが、都道府県から回答様式等の指示が別途ある場合はそちらに従ってください。

（４）第一種協定指定医療機関以外の医療機関において、G-MIS による報告が困難である場合は、各都道府県の指示に応じて報告を行ってください。

３　報告実施のお知らせについて

G-MIS に登録されている各協定締結医療機関に対し、各都道府県の担当部署より、年次調査開始に係るご案内のメールを送信いただく予定です。

※なお、新興感染症の発生・まん延時等には別途、有事報告に関するメール依頼を行う予定です。
有事報告は、日次調査（毎日実施。病院及び診療所のみ対象）と週次調査（週１回実施）の２種類に報告内容が分かれています。新興感染症の発生・まん延時等に有事報告の依頼があった場合は、報告漏れの無いようお願いいたします。

４　FAQ、操作マニュアル、入力要領の掲載について

以下の厚生労働省ホームページリンク先へ掲載しています。
【掲載先】協定締結医療機関における医療措置協定の運営・実施状況等の報告について
https://www.mhlw.go.jp/stf/0000089060_00003.html
※G-MIS ログイン後のトップページ（https://www.med-login.mhlw.go.jp/）からも参照可能です。

５　照会先

上記 FAQ 等をお読みいただいた上で、ご不明な点等ございましたら G-MIS の「お問合せ」機能をご利用いただくか、以下の照会先へご照会いただきますようお願いいたします。

・G-MIS 「お問合せ」機能について

「お問合せ」機能では、G-MIS 事務局にシステム操作方法等の質問を行うことができます。
操作手順は以下のとおりです。（過去のお問合せの確認方法等については、操作マニュアル

（別紙）

をご参照ください）

①ホーム画面から「新規お問合せ」ボタンをクリックすると、入力画面が表示されます。



②「件名」、「内容」などを入力し、「登録」ボタンをクリックします。



（別紙）

・G-MIS の操作に関するお問い合わせ

厚生労働省 G-MIS 事務局

メールアドレス: helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

（対応時間：平日９時～17 時、土日祝日、年末年始を除く）

・本事務連絡に関するお問い合わせ

厚生労働省医政局地域医療計画課　新興感染症担当（G-MIS 専用）

メールアドレス：shinkou-kansen-gmis@mhlw.go.jp

お問い合わせの際は、都道府県名、医療機関名を（可能であれば所在地、ご担当者名も）明記の上、上記アドレスまで送信いただくようお願いいたします。

順次回答いたしますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※個別の協定締結内容の変更等については、管轄の各都道府県へお問い合わせください。